

砥部町高齢者ふれあい訪問事業実施要綱

平成19年3月30日

砥部町告示第48号

(目的)

第1条 この告示は、地域支援事業として各地区老人クラブ会員が近隣に住む高齢者宅を訪問し見守ることにより、連帯感を持ち孤独感の解消を図り、ネットワークを構築し、介護予防に資することを目的とする。

(事業主体)

第2条 本事業の実施主体は、砥部町とする。

(事業の委託)

第3条 本事業の運営は、砥部町老人クラブ連合会（以下「受託者」という。）に依託することができるものとする。

(対象者)

第4条 本事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町内に居住する独居高齢者
- (2) 町内に居住する日中独居になる高齢者
- (3) 砥部町老人クラブ連合会員
- (4) 町から見守りを依頼する高齢者
- (5) その他見守りが必要と認められる者

(事業の内容)

第5条 本事業の内容は、高齢者宅をおおむね月1回以上訪問し、声かけを行うとともに交流を図るものとする。

(報告)

第6条 受託者は、見守りが必要な高齢者名簿（様式第1号）を作成するとともに、高齢者ふれあい訪問事業報告書（様式第2号）により毎月、町長に報告するものとする。また、訪問により、高齢者の異常を認めた場合には、遅滞なく介護福祉課に連絡するものとする。

(その他)

第7号 この告示に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月15日告示第111号）

この告示は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（令和4年3月24日砥部町告示第47号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

見守りが必要な高齢者名簿

老人クラブ名 _____

	対象者			備 考
	区 分	氏 名	住 所	
1				
2				
3				
4				
5				
6				

※ 区分欄には、①町内に居住する独居高齢者、②町内に居住する日中独居になる高齢者、③砥部町老人クラブ連合会員、④町から見守りを依頼する高齢者、⑤その他見守りが必要と認められる者のうち該当する番号を記入すること。

年 月 日

高齢者ふれあい訪問事業報告書

砥部町長 様

砥部町老人クラブ連合会
会長

年 月分について次のとおり報告します。

	老人クラブ名	訪問回数	備考（異常の有無）
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			